

## 子ども・子育て支援新制度における各種事業等の基準条例の制定について 平成 26 年 7 月 8 日開催 児童福祉専門分科会より

子ども・子育て支援新制度に向けて条例制定が必要な各事業の基準について、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議されました。その内容を以下のとおり報告します。

### 1 新たに条例で定める基準と本市独自基準の内容

#### (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

##### 【独自基準】

- ・職員の配置人数を本市の保育所基準に合わせ上乘せする。
- ・児童ひとりあたりの居室面積を本市の保育所基準に合わせ上乘せする。

#### (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

##### 【独自基準】

- ・定員 20 名以上の事業所について、児童ひとりあたりの居室面積を本市の保育所基準に合わせ上乘せする。

#### (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）

##### 【独自基準】

なし

#### (4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準

##### 【独自基準】

- ・支援の単位をおおむね「40 人以下とする」を「40 人以下となるよう努めなければならない」と基準を緩和する。
- ・国の示す児童ひとりあたりの面積基準を達成するため、5 年間の猶予期間を設ける。

### 2 児童福祉専門分科会からの意見等

以下の質問・意見に対する趣旨等の説明後、基準案に賛同いただきました。

	委員の質問・意見	市の回答
(1) 幼保連携型認定こども園	職員の配置基準について、「常時 2 人を下ってはならない」というのはどういう意味か。	園全体で職員が常に 2 人以上いないといけないという意味です。朝の早い時間帯で児童数が少なく、配置基準では 1 人の職員配置でいい場合でも、それに関わらず園の中には最低でも 2 人を配置しなければならないという内容になります。
	3 歳児以上児に対する食事について、外部搬入の場合のアレルギー対応はどの程度の水準を想定しているのか。	現にある保育所の基準を準用するというのが基本的な考え方です。具体的にどのような対応が必要なのかという詳細につきましては、国が別途定めている外部搬入の基準がありますので、それに照らし合わせて認可する際に確認することになります。
	幼保連携型認定こども園について、新たな制度として積極的に普及させていくことを考えているのか。利用見込み等があれば聞かせていただきたい。	本市の状況としては、0～2 歳児の受け皿が不足していますので、そういったところへの対応のためにうまく取り入れていけたらと考えております。 私立幼稚園・保育園の運営されている方々と連携をとりながら人口動向をとらえて、今後の方向性を検討していきたいと考えております。

	委員の質問・意見	市の回答
(2) 家庭的保育事業等	岡崎市でこの事業に手を挙げる事業者はありそうか。	事業者からの相談などは現時点では上がってきておりません。本市の考え方としては、幼稚園で認定こども園に移行したいというところを最優先とし、その前提の下で、保育需要が高い地域に限定した上で事業者からの申請があれば、相談に応じていくことになると思います。
	現行の認可外保育施設もきちんと認定されれば補助が受けられるということでしょうか。	そのとおりです。ただ、現状、認可外保育施設も 19 名以下のところは少なく、その上、連携施設を用意しなければならないとなりますと、すぐに移行する案件がでてくるというのは想定しがたいところです。
	居宅訪問型保育事業と既存のファミリー・サポート事業との兼ね合いはどのように考えているのか。	ファミリー・サポート事業はボランティアの色合いが強いです。こちらは認可事業となります。本市において事業として成り立つほどの需要が確保できるかというのは疑問です。ただし、障がい児を対象とした施設を営む事業者が、こういう事業をやりたいと手を挙げることは考えられます。ファミリー・サポート事業は今後も継続して事業を進めていきます。
(3)	質疑・意見なし	
(4) 放課後児童健全育成事業	「支援の単位」と「設備の基準」については、地域の実情に合わせた方向性ということだが、裏付けとなる調査の上、独自基準としたということでしょうか。	クラブ登録人数に対する実際の日々の利用率は 80%程度です。そのため、クラブ登録者数は 50 名とし、実際にいる子どもの数は 40 名というのが妥当な数だと認識しています。
	この事業は、現に待機児童が生じているということか。	はい。小学生が放課後に過ごす場ですので、隣の学区の施設まで通うのは難しく、学区によっては定員を上回る申込があります。
	国の基準を緩和するということは、一方でもっと事業を拡充すべきものと言い換えることができるのではないか。市民のニーズにこたえ切れてないという考え方もできると思われる。	事業に対する需要量の見込みについては、算出を行ったところでございますが、今後は必要量に向け事業の拡大を図っていきたいと考えております。
放課後児童クラブの障がい児への対応はどのような状況か。	実際に障がいをもった児童が通っているクラブもあります。障がいの程度にもよりますが、集団生活において特別な支援が必要と思われる場合には、クラブに配置する職員の人数を 1 名増やし、より手厚く見守りができるような対応を行っています。	